

# 病 院 構 造 改 革 推 進 方 策

平 成 1 5 年 9 月

兵 庫 県 病 院 局

## 病院構造改革推進方策目次

はじめに	1
病院構造改革の目的	1
病院事業の基本理念	2
病院事業の運営方針	2
取組方策	
1 病院構造改革体系表	4
2 具体的取組方策	6

## はじめに

わが国の医療提供体制については、急速な少子高齢化の進行、医療技術の飛躍的進歩、国民の医療に対する意識の変化等、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、効率化や重点化が不十分であり、また、安心できる医療の確保が不十分であることや、情報基盤の整備の遅れなどが課題とされている。

このことから、今後、一層、患者の視点を尊重した質の高い効率的な医療提供体制の構築が求められており、このためには、患者に対する幅広い情報提供を推進し、患者の選択を尊重した医療提供を通じて、医療の質の向上と効率化を図ることが重要となっている。

一方、本県においては、社会経済構造が変化し景気低迷が続く中、成熟社会にふさわしい行財政システムの確立を目指し、県行政全般にわたる行財政構造改革が推進されており、病院事業については、平成14年4月に地方公営企業法の全部適用を実施したところであり、また、国立病院・療養所については、国の行政改革の流れの中、国立高度専門医療センターなどを除き、平成16年度に独立行政法人に移行することとされている。

このように、医療提供システムや行財政システムは、現在、大きな変革期を迎えており、病院事業においても、当面する諸課題を解決しつつ、県民から信頼され安心できる県立病院を実現していく必要がある。

## 病院構造改革の目的

県立病院は、昭和初期に、低所得者層の医療の確保を目的として開設されて以来、結核対策や地域医療の確保、さらには、がん、心疾患、脳血管疾患、また、小児に対する高度専門医療の提供等、県民への良質な医療の提供に努めてきたところである。

しかしながら、近年、疾病構造が変化し、県下の医療提供体制が充実してきている中で、県立病院は、他の医療機関と適切な役割分担を行い、効果的、効率的な医療の提供を行うとともに、医療技術の進歩や生活水準の向上に伴う県民の医療や健康に対する意識の高揚、医療ニーズ等の変化に対応し、高度専門医療の充実や安全かつ安心な医療の提供等、医療サービスの一層の向上が求められている。

また、平成14年度には、診療報酬が初めてマイナス改定されるなど、医療機関の経営環境が一層厳しさを増す中で、慢性的な赤字の状況から脱却し、高度専門医療等に対する一般会計からの適切な公的負担のもとで、自立した経営が求められている。

このような状況の下、県立病院は、広域自治体立の病院として相応しい役割を担い、自立した経営基盤のもとで、医療内容の充実、患者サービスの向上等を図っていかなければならない。

こうしたことから、医療提供機能、経営手法等、病院事業全般にわたり抜本的な見直し（病院構造改革）を行い、従来の枠組みにとらわれない新しい病院像の確立を目指し、病院事業の運営を機動的に推進していく必要がある。

## 病院事業の基本理念

病院事業については、「より良質な医療の提供」、「安心してかけられる県立病院の実現」、「自立した経営の確保」を基本理念として運営を行い、県民から信頼され安心できる県立病院づくりを推進する。

### 1 より良質な医療の提供

疾病構造の変化、県民の医療ニーズの高度化、多様化、医療技術の進歩に対応し、また、「兵庫県保健医療計画」に示された政策医療の提供に向け、専門病院については、高度先進医療等その専門機能の充実を図るとともに、総合型病院については、他の医療機関との機能分担に留意しつつ、より良質な医療を提供するようその機能充実に努める。

### 2 安心してかけられる県立病院の実現

社会の成熟化に伴う価値観の多様化、県民の医療への関心の高まりに対応するとともに、患者の医療事故に対する不安を払拭し、安心してかけられる県立病院が実現できるよう、患者の立場や選択の尊重、患者主体のサービスの提供、医療事故の防止等に努める。

### 3 自立した経営の確保

診療報酬制度の改正等により経営環境がより厳しさを増す中、経営基盤の強化を図り、適切な公的負担のもとで、病院事業全体として早期に単年度黒字を達成し、自立した経営が確保できるよう、より一層、職員の意識の醸成を図るとともに、よりわかりやすい経営状況等の公表も行いながら、計画的な経営改善に努める。

## 病院事業の運営方針

病院事業の基本理念に基づき、病院事業全般にわたり構造改革を推進し、自立した経営基盤のもとで医療内容の充実に努める。

そのため、「病院構造改革推進方策」を策定するとともに、毎年度、推進方策に基づく「病院構造改革実施計画」を定め、計画的かつ着実な実行により、県民から信頼され安心できる県立病院を目指していく。

なお、医療法や診療報酬制度の改正、兵庫県保健医療計画の改定等により、病院事業を取り巻く環境が変化した場合には、推進方策について必要な見直しを行い、実効性のある病院構造改革を推進する。

こうした取り組みの成果や保健医療計画、国の医療政策の動向等を踏まえ、各県立病院の担うべき医療を明確にし、その方向を定めるとともに、地方公営企業をめぐる諸制度の動向も踏まえ、県立病院に相応しい運営形態を検討した上で、これに沿った整備・運営を行う。

## 取組方策

### 1 病院構造改革体系表

県民から信頼され安心できる県立病院づくり

より良質な医療の提供

- 1 診療機能の充実等
  - (1) 生活習慣病に対する医療の充実
  - (2) 成育医療の充実
  - (3) 精神医療の充実
  - (4) 結核・感染症に対する医療の充実
  - (5) その他の政策医療の充実
- 2 診療科目の見直し
- 3 病床配分の見直し
- 4 新しい診療体制の確立
- 5 医療の信頼性の向上
- 6 臨床研究等の充実
- 7 病院機能評価等の推進

安心してかかれる県立病院の実現

- 1 患者の意見等を踏まえ  
た病院運営の推進
  - (1) 県民意見等の病院運営への反映
  - (2) 県民への情報発信の推進
  - (3) 患者の権利・義務に関する規定の策定
- 2 インフォームド・コンセントの充実等
- 3 地域医療連携の推進
- 4 患者サービスの向上
  - (1) 外来待ち時間の短縮、入院待機患者の解消等
  - (2) アメニティーの向上等
  - (3) IT化の推進
- 5 より安全な病院の実現
  - (1) 安全管理体制の充実
  - (2) 医事紛争の解消
  - (3) 院内感染の防止

自立した経営の確保

- 1 計画的な経営の推進
- 2 職員の意識の醸成
- 3 収入の確保
- 4 費用の節減
  - (1) 材料費の節減
  - (2) 業務委託の推進

運営体制・基盤の確立

- 1 病院の組織、職制等の見直し
- 2 病院局の組織、職制の見直し
- 3 定数の見直し
- 4 給与の見直し
- 5 人事管理の見直し
  - (1) 新たな採用方法の導入
  - (2) 臨床研修医制度の確立
  - (3) 職員の育成
  - (4) 職員のサービス、志気高揚等
- 6 診療機能充実のための  
職員配置
  - (1) 特殊医療担当医の確保
  - (2) 医療秘書、臨床工学技士  
等の配置
- 7 業務の標準化・見直し等
- 8 組合への適切な対応
- 9 財産の取得、管理

## 取組方策

### 2 具体的取組方策

## より良質な医療の提供

### 診療機能の充実の基本的方向

#### 1 高度専門医療の充実等（大学病院、国立病院の補完）

兵庫県の県立病院においては、粒子線医療や災害救急医療にも取り組んでいる。

本来、高度専門医療の提供、医師の養成等を担う県下の大学病院や国立病院が4病院と少ないこともあり、県立病院は、今後とも、県民に対する高度専門医療の確保、充実等のために重要な役割を担う。

・ 県内の大学病院、国立病院	総病床数： 2,936床（全国11位）	人口10万人当たり病床数： 53床（全国40位）
・ 兵庫県立病院	総病床数： 4,040床（全国3位）	人口10万人当たり病床数： 73床（全国18位）
・ 兵庫県	総病床数： 64,427床（全国7位）	人口10万人当たり病床数： 1,161床（全国33位）

#### 2 保健医療計画実現への貢献

県立病院は、「兵庫県保健医療計画」に記載されている高度専門医療や地域医療等の政策医療の確保に貢献してきていることから、今後とも、同計画の実現のために重要な役割を担う。

##### 保健医療計画の主な内容

がん対策：がん医療システムの整備、県立粒子線医療センターの開設

循環器疾患対策：循環器疾患医療システムの整備

糖尿病対策：糖尿病の中核病院を二次保健医療圏域単位で整備

周産期医療対策：地域周産期母子医療センター病院の機能強化

精神医療対策：精神科救急医療体制の充実強化及び円滑な運営、アルコール関連問題対策の総合的推進

老人性痴呆疾患対策：老人性痴呆疾患センター及び老人性痴呆疾患治療・療養病棟の整備促進

結核対策：結核医療体制の整備、結核医療の適正化

エイズ対策：エイズ拠点病院及び診療協力病院の公表

その他の感染症対策：感染症指定医療機関の確保

難病対策：重症難病患者に対する入院施設（難病医療拠点病院、難病医療協力病院）の確保

透析医療対策：透析医療システムの整備

臓器移植対策：社団法人日本臓器移植ネットワークへの参加

救急医療対策：二次・三次救急医療体制の整備、こども病院を小児の三次救急医療機関として位置づけ

ターミナルケア対策：ターミナルケアの推進体制を二次保健医療圏域単位で整備



より良質な医療の提供

項目 1 診療機能の充実等 (1)生活習慣病に対する医療の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p><b>がん医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人病センターでがんに対する専門医療を実施</li> <li>・ 総合型病院(尼崎、塚口、西宮、加古川、淡路、柏原)においてもがん医療を実施</li> </ul> <p><b>循環器疾患医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路循環器病センターで循環器疾患に対する専門医療を実施</li> <li>・ 総合型病院(尼崎、塚口、西宮、加古川、淡路、柏原)においても循環器疾患医療を実施</li> </ul> <p><b>糖尿病医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人病センター及び総合型病院(尼崎、塚口、西宮、加古川、淡路、柏原)において糖尿病医療を実施</li> </ul>	<p><b>基本方向</b></p> <p>県民の3大死因である、がん、心疾患、脳血管疾患をはじめ、糖尿病等の生活習慣病は、県民が健康な生活をおくる上で重大な障害となることから、専門病院においては、がん、心疾患、脳血管疾患に対する高度専門医療の充実を図ることとし、総合型病院においては、これらの疾患や糖尿病に対する医療の充実を図る。</p> <p><b>取組内容</b></p> <p>1 がん医療</p> <p>高度な診断・治療技術を要するがん医療を行うため、成人病センターにおいて、粒子線医療センターとの一体的運営を図りながら、集学的治療等、効果的かつ効率的ながん医療を実施する。</p> <p>また、総合型病院においても、他の医療機関との機能分担と連携を行い、緩和ケア病床の設置等、ターミナルケアの充実を図るほか、必要な機器の整備等、がんに対する診療機能の充実を図る。</p> <p>2 循環器疾患医療</p> <p>循環器疾患に対する高度専門医療を提供するため、姫路循環器病センターの診療機能の充実を図る。特に、手術後の重症患者の早期退院に向け急性期リハビリテーションを充実する。</p> <p>また、総合型病院においても、専門病院等との連携を図りつつ循環器疾患に対する医療の充実を図る。</p> <p>3 糖尿病医療</p> <p>糖尿病については、種々の合併症を高頻度に引き起こす特殊性から、総合型病院を中心にその医療の充実を図る。</p>

より良質な医療の提供

項目 1 診療機能の充実等 (2) 成育医療の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>小児及び周産期医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども病院で小児に対する専門医療及び妊産婦、胎児、新生児に対する周産期医療を実施</li> <li>・ 総合型病院においても小児医療(尼崎、塚口、西宮、加古川、淡路、柏原)、周産期医療(尼崎、淡路)を実施</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>少子化が急速に進む中、将来を担う世代の健全な育成を図る体制の確立が求められる一方、専門分化する医療環境において、妊娠から出産、小児、思春期を経て成人への発達、そして妊娠というサイクルに関わる総合的な医療(成育医療)が求められることから、これらを提供する機能を整備する。</p> <p>また、三次救急医療の充実のほか、初期・二次救急医療の充実、さらには相談機能の付加など小児救急医療機能の充実を図る。</p> <p>取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成育医療           <p>胎児から生殖可能な成人に至る一連のライフステージに関わる全ての身体的・精神的問題を総合的、継続的に取り扱う医療を効果的かつ効率的に提供する機能を整備する。</p> </li> <li>2 小児救急医療           <p>平成14年度実施</p> <p>こども病院における小児に対する三次救急医療の実施</p> <p>平成15年度以降実施</p> <p>県の小児救急(災害)医療システムの整備に関する基本方針の検討を踏まえ、こども病院における三次救急医療の充実のほか、その他の病院における初期・二次救急医療の充実、相談機能の付加など小児救急医療機能の充実を図る。</p> </li> <li>3 周産期医療           <p>丹波圏域における周産期医療システムの整備にあわせ、柏原病院の役割について検討する。</p> </li> </ol>

より良質な医療の提供

項目 1 診療機能の充実等 (3)精神医療の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>精神医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光風病院で精神科救急医療作業療法、精神科デイケア事業、アルコール病棟の設置による専門治療、触法患者の受け入れを実施</li> <li>・ 総合型病院(尼崎、淡路)においても、精神医療を実施</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>精神医療の充実を図るため、光風病院において、民間の精神病院との機能分担を踏まえ、処遇困難な症例を受け入れるほか、精神科救急医療、社会問題化しつつある思春期の精神的な問題及び痴呆疾患等に対する総合的な診療機能を整備する。</p> <p>取組内容</p> <p>保健医療計画や健康生活部における精神科医療体制のあり方の検討を踏まえ、光風病院において精神医療の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科救急医療及び急性期医療の充実</li> <li>・ 触法患者の受け入れに加え、新たに麻薬・覚醒剤中毒患者等の社会復帰に向けた医療の実施検討</li> <li>・ 思春期における摂食障害、ひきこもり、うつ病等に対する医療の充実</li> <li>・ 痴呆患者に対する診療、臨床研究等の実施検討</li> <li>・ 精神科デイケアなどの外来医療や作業療法(音楽・園芸療法)の充実</li> </ul>

より良質な医療の提供

項目 1 診療機能の充実等 (4)結核、感染症に対する医療の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>結核</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核病床設置病院 淡路病院、柏原病院</li> </ul> <p>エイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エイズ拠点病院 尼崎病院、淡路病院</li> <li>・ エイズ診療協力病院 塚口病院、西宮病院 加古川病院、柏原病院 こども病院</li> </ul> <p>その他の感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種感染症指定病院 淡路病院</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>保健医療計画を踏まえ、他の医療機関との機能分担を勘案しながら、結核医療の確保、エイズ医療の充実及びその他の感染症に対する医療の充実を図り、結核、エイズ、感染症の拡大防止に努める。</p> <p>取組内容</p> <p>1 結核医療</p> <p>結核医療は、り患率の再上昇やり患率に地域間格差がみられることから、結核患者の動向や結核病床の設置状況を踏まえ、県立病院における結核医療のあり方について検討する。</p> <p>また、精神疾患と結核の合併症患者については、健康生活部における精神科医療体制のあり方の検討を踏まえ、県立病院における対応について検討する。</p> <p>2 エイズ医療</p> <p>エイズ患者や感染者が年々増加していることから、エイズ拠点病院が指定されていない丹波圏域において、柏原病院に拠点病院として必要な機能を整備し、エイズ患者や感染者の早期発見、早期治療を促進する。</p> <p>3 その他の感染症医療</p> <p>海外渡航によるコレラ、赤痢等の感染症患者の発生が今なお県民に脅威を与えていることから、これらの患者の医療を担当する第二種感染症指定医療機関が指定されていない阪神南圏域等において、指定病院として必要な機能を整備し、感染症に対する医療を提供する。</p> <p>また、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の新興感染症に対しては、健康生活部における医療提供体制の充実策の検討を踏まえ、県立病院における対応について検討する。</p>

より良質な医療の提供

項目 1 診療機能の充実等 (5)その他の政策医療の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>難病医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎病院に兵庫県難病相談センターを設置し難病相談を実施</li> </ul> <p>透析医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透析医療実施病院 尼崎病院、西宮病院 淡路病院、柏原病院</li> </ul> <p>臓器移植</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腎臓移植実施病院 西宮病院</li> <li>・ 臓器提供病院 塚口病院、西宮病院 淡路病院 姫路循環器病センター</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>保健医療計画を踏まえ、他の医療機関との機能分担を勘案しながら、難病医療、透析医療、臓器移植、骨髄移植、ターミナルケア、三次救急医療等の政策医療の充実を図る。</p> <p>取組内容</p> <p>1 難病医療</p> <p>入院治療が必要な重症難病患者に対して、適切な医療が提供できるよう、総合型病院を中心に、専門医の配置等、難病医療拠点病院・協力病院として必要な機能を整備する。</p> <p>2 透析医療</p> <p>透析医療に対するニーズの多様化、複雑化に対応し、質の高い医療を提供するため、糖尿病等を専門的に取り扱う病院において、透析医療を提供する機能を整備する。</p> <p>3 臓器移植</p> <p>県内の移植希望者が必要とする移植を広く受けられるよう、臓器提供を行う病院の拡充を図る。</p>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>骨髄移植、さい帯血移植</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 骨髄移植実施病院 成人病センター</li> <li>・ さい帯血提供病院 西宮病院</li> </ul> <p>三次救急医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救命救急センター 姫路循環器病センター</li> </ul> <p>災害医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害拠点病院 加古川病院、淡路病院、 柏原病院、姫路循環器病 センター</li> </ul> <p>ターミナルケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩和ケア病床設置圏域 神戸圏域、中播磨圏域</li> </ul> <p>へき地医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ へき地医療支援病院 淡路病院</li> </ul>	<p>4 骨髄移植、さい帯血移植</p> <p>化学療法等では治癒しない白血病や重症再生不良性貧血等の患者に対して、骨髄移植の機会を拡充するため、成人病センターの機能充実を図る。</p> <p>また、さい帯血移植は、骨髄移植に比べ、提供者に身体的負担をかけないことや、コーディネーションを必要とせず、速やかに造血幹細胞を提供できるなどの利点があることから、さい帯血移植の推進に協力する。</p> <p>5 三次救急医療</p> <p>県立病院における救命救急センター機能について検討するとともに、既に救命救急センターを持つ姫路循環器病センターについては、交通事故への対応等について検討する。</p> <p>また、救命救急センターに準じた機能を有する県立病院については、その機能充実について検討する。</p> <p>6 ターミナルケア</p> <p>がん等の末期患者に対して身体的な苦痛の緩和や精神的なケアを行い、患者の生活の質を高める観点から、県民のニーズや地域バランスを考慮しながら、緩和ケア病床の設置について検討する。</p> <p>7 その他</p> <p>アレルギー疾患については、専門外来の設置等により対応しているが、学会認定医の確保等により、よりの確な医療が提供できる体制を整備する。</p>

より良質な医療の提供

項目 2 診療科目の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>標榜科目数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎病院 17科</li> <li>塚口病院 15科</li> <li>西宮病院 12科</li> <li>加古川病院 14科</li> <li>淡路病院 17科</li> <li>柏原病院 16科</li> </ul> </li> <li>・ 専門病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>光風病院 4科</li> <li>こども病院 17科</li> <li>成人病センター 17科</li> <li>姫路循環器病センター 9科</li> <li>粒子線医療センター 1科</li> </ul> </li> </ul> <p>診療科目の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病構造や県民の医療ニーズが変化している中、長年にわたり抜本的な見直しが行われていない。</li> </ul> <p>診療科目の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「兵庫県病院事業の設置等に関する条例」で規定</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>疾病構造や医療ニーズの変化、地域における医療提供体制の状況等を踏まえ、今後とも県民に対し良質な医療を効果的かつ効率的に提供する観点から診療科目の見直しを行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病や成育医療等、今後、県立病院が提供する医療の充実を図っていくため、県立病院間での機能分担を踏まえながら、必要となる診療科目の新設等を行う。</li> <li>・ 民間病院等においても提供が可能な医療に係る診療科目については、地域における医療提供体制の状況や患者の動向等を踏まえ見直しを行う。</li> <li>・ 医療ニーズの変化に的確に対応した診療科目の見直しを行う。</li> </ul>

より良質な医療の提供

項目 3 病床配分の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>診療科別病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の動向等を踏まえ て配分 許可病床数 4,040床</li> </ul> <p>診療科別の病床利用率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科により差がある</li> </ul> <p>病棟の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科を基本に構成</li> </ul> <p>女性専用病棟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原病院に設置</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>各病院の診療科目の見直し結果や患者の動向等を踏まえ、適正な病床配分を行うとともに、県立病院の診療機能の充実に併せて臓器別病棟の設置等、病棟の再編について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目の見直し結果に基づき、診療科別病床数の見直しを行う。</li> <li>・ 地域における医療提供体制の状況や患者の動向等を踏まえ、定期的に診療科別病床数の見直しを行う。</li> <li>・ 生活習慣病医療の充実、成育医療の実施等、診療機能の充実に併せて、がん、女性疾患等の疾患別病棟や循環器、呼吸器等の臓器別病棟の設置を検討する。</li> </ul>



より良質な医療の提供

項目 4 新しい診療体制の確立

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>診療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として主治医が対応</li> <li>・ こども病院で複数医師によるグループ診療を実施</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>緊急時の患者への迅速かつ的確な対応や医師の負担軽減に伴う医療過誤の防止等、より良質で安全な医療を提供するため、複数の医師が1人の患者の治療方針の決定や診療に協力するグループ診療の導入をはじめ、グループごとに責任者を配置する体制及び交代制勤務体制、緊急呼出体制の整備等、新しい診療体制の確立に向け検討を行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ診療のための情報の共有化の方法や責任者の配置形態（診療科別、臓器別、病棟別等）、また、交代制勤務体制や緊急呼出（オンコール）体制の整備等、新しい診療体制を検討する。</li> <li>・ 病院及び診療科を選定して新しい診療体制を試行的に実施するとともに、その結果を踏まえ拡充策について検討する。</li> </ul>

より良質な医療の提供

項目 5 医療の信頼性の向上

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>クリニカルパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成11年度より導入</li> <li>・ 平成13年末現在 9病院で延406種類のパスを作成</li> </ul> <p>E B M</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の知識、経験や個々に収集した医療情報等をもとに診療を実施</li> </ul>	<p>1 クリニカルパスの充実</p> <p>基本方向 チーム医療やインフォームド・コンセントの促進等により医療の質を向上させるため、県立病院全体としてクリニカルパスの充実を図る。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師等で構成するクリニカルパス検討会を設置し、情報交換、各病院に共通する課題の検討</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院のクリニカルパスの拡充や活用について検討する。</li> <li>・ クリニカルパスの標準化に向け検討を行う。</li> </ul> <p>2 E B Mの導入</p> <p>基本方向 国におけるE B Mに基づく診療ガイドライン及び関連文献等を掲載したデータベースの構築状況（平成16年度から運用予定）を踏まえ、E B Mの考え方に基づく医療の実践について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国におけるデータベースの構築状況を踏まえ、導入にあたっての課題及び手順等を検討する。</li> <li>・ 各病院におけるE B Mの実践状況等を踏まえ、医師に対する普及啓発方法を検討する。</li> </ul>

より良質な医療の提供

項目 6 臨床研究等の充実

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>臨床研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院で職員単独あるいは病院内の複数の職員が共同で実施</li> <li>・ 学会、県立病院医学会等で発表</li> <li>・ 県立病院医学会会報、紀要の作成、配布</li> </ul> <p>臨床治験 各病院の判断で実施</p>	<p>1 臨床研究の推進</p> <p>基本方向 県立病院の医療水準の向上やより良質な医療を提供する観点から、高度先進医療等に関する臨床研究に重点的に取り組む。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的かつ効率的な臨床研究を推進するためのシステムを構築する。</li> <li>・ 厚生労働省、日本学術振興会等が実施する公募型研究制度を活用する。</li> <li>・ 科学研究等の助成に係る施設承認条件の緩和を国へ要望する。</li> <li>・ 学会、県立病院学会（仮称）、県民を対象とするシンポジウム等での発表や印刷媒体、インターネットを活用した情報提供により研究成果を活用する。</li> </ul> <p>2 臨床治験の推進</p> <p>基本方向 医薬品の安全性を高め、医学の進歩に貢献するとともに、県民医療の質の向上に資する観点から、臨床治験を推進する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床治験の推進体制を整備する。</li> <li>・ 治験コーディネーターの配置について検討する。</li> <li>・ 神戸医療産業都市との連携について検討する。</li> <li>・ 被験者の経済的負担の軽減について検討する。</li> </ul>

より良質な医療の提供

項目 7 病院機能評価等の推進

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>病院機能評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受審済病院               <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎病院、淡路病院</li> <li>姫路循環器病センター</li> </ul> </li> </ul>	<p>1 病院機能評価の計画的受審</p> <p>基本方向 より良質な医療の提供等により県民から信頼され安心できる県立病院を実現するため、(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価を計画的に受審する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施 こども病院、成人病センターが受審</p> <p>平成15年度以降実施 未受審病院において早期に受審体制を整備し計画的に受審する。</p> <p>2 病院機能評価のフォローアップ</p> <p>基本方向 (財)日本医療機能評価機構より認定された病院については、5年後に再度同評価を受審することとされているが、それまでの間、認定された機能を維持するとともに、さらなるレベルアップに努める。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に同機構により認定を受けた病院において、認定を受けた評価項目及び新たに改正された評価項目に基づき、定期的に再点検するための仕組みを検討し、制度化する。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 1 患者の意見等を踏まえた病院運営の推進 (1) 県民意見等の病院運営への反映

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>県民の意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案箱 全病院に設置</li> <li>・ ホームページのメールボックス 8病院に設置</li> </ul>	<p>1 県民の意見の反映</p> <p>基本方向 多様なチャンネルを駆使し、広く県民から意見を求めることにより、県民の医療ニーズを病院運営に反映する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の関係団体の代表等で構成する病院運営懇話会を設置し、提案された意見の病院運営への反映</li> <li>・ ホームページのメールボックス設置病院の拡大</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案箱の設置場所や設置数の見直し等、利用者が提案しやすい環境をつくるとともに、提案された意見に対し迅速かつ的確に対応する。</li> <li>・ ホームページのメールボックスを全病院に設置するとともに、提案された意見に対し迅速かつ的確に対応する。</li> </ul> <p>2 医療政策等の反映</p> <p>基本方向 健康生活部との調整会議の開催、顧問会議の開催、全国病院事業管理者会議への参画等により医療政策や先進事例等を病院事業に反映する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民生活部との調整会議の開催</li> <li>・ 顧問会議の設置</li> <li>・ 病院事業管理者会議への参画</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 1 患者の意見等を踏まえた病院運営の推進 (2) 県民への情報発信の推進

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>県民への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ 全病院で開設</li> <li>・ 診療案内の発行病院 尼崎病院、淡路病院 成人病センター</li> <li>・ 必要に応じ県広報誌を活用</li> <li>・ 報道機関への情報提供 記者発表、資料配布</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>多様な方法で、県民や地域の医療機関等に対し県立病院に関する情報をわかりやすく発信し、患者が病院を選択する際の一助とするとともに、地域の医療機関との連携を推進する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの掲載項目の充実</li> <li>・ 「ニューひょうご」「県民だよりひょうご」などへの掲載記事の提案</li> <li>・ 県庁記者クラブ等に対し、定期的な記者発表、資料配布の実施</li> <li>・ 各診療科の特色や医師の紹介を掲載した医療機関向け「診療案内」の発行病院の拡大(西宮病院、柏原病院)</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療に関する情報や運営状況等を掲載した県民向け「病院ニュースレター」の発行や医療機関向け「診療案内」の発行病院の拡大を図る。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 1 患者の意見等を踏まえた病院運営の推進 (3)患者の権利・義務に関する規定の策定

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>患者の権利・義務規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西宮病院、淡路病院、成人病センター、姫路循環器病センターで制定</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>病院事業の基本理念を踏まえ、患者の基本的な権利・義務を明確にし、それを尊重することで、患者の立場にたった医療を提供し、県民から信頼され安心できる県立病院を実現する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の権利・義務に関する規定を制定する。</li> <li>・ 患者及び職員に対し、院内掲示や入院案内等により周知し、定着を図る。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 2 インフォームド・コンセントの充実等

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>インフォームド・コンセント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院で同意書及び各種説明資料を作成し、インフォームド・コンセントを実施</li> </ul> <p>患者へのカルテの開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報公開条例」に基づき患者からの請求により開示</li> </ul>	<p>1 インフォームド・コンセントの充実</p> <p>基本方向 患者自らが治療方法を選択する自己決定権の尊重が求められていることから、インフォームド・コンセントを一層充実する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフォームド・コンセントの基本的な考え方を検討する。</li> <li>・ 実施にあたっての共通認識及び留意点等を検討する。</li> <li>・ 具体的な充実方策を検討する。 （実践マニュアルの作成、セカンドオピニオンの啓発・推進等）</li> </ul> <p>2 患者へのカルテの提供</p> <p>基本方向 病院と患者との信頼関係及び患者サービスの向上を図るため、カルテの積極的な開示方策について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子カルテの導入等を念頭に、開示方法等を検討する。</li> </ul>



安心してかけられる県立病院の実現

項目 3 地域医療連携の推進

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>地域医療連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療連携室の設置病院 尼崎病院等 8 病院</li>   <li>・ オープン病床の設置病院 尼崎病院、塚口病院 姫路循環器病センター</li>   <li>・ 医療機器の共同利用（検査 依頼）、患者紹介、地域の医 療技術向上のための教育研修 等の実施</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>医療資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に医療サービスを提供するため、他の医療機関との機能分担等を踏まえ、地域医療連携を推進する。</p> <p>取組内容</p> <p>各病院の果たすべき役割や地域の実情等を踏まえ、地域の医師会等と一体となつて、推進方策を検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連携に関する協議の場の設置</li> <li>・ 患者紹介システムの充実</li> <li>・ 地域医療連携室の充実</li> <li>・ オープン病床の設置、利用促進</li> <li>・ 地域の医師による外来診察（オープン外来）の実施</li> <li>・ 高額医療機器の共同利用の充実</li> <li>・ 訪問看護事業との連携等</li> <li>・ 医療技術向上のための教育研修の充実</li> <li>・ 地域との合同症例検討会の充実</li> <li>・ 保健所や市町等が実施する保健事業への協力</li> <li>・ 地域医療支援病院の拡大 等</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 4 患者サービスの向上 (1) 外来待ち時間の短縮、入院待機患者の解消等

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)										
<p>外来待ち時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約制の実施</li> <li>・ 医薬分業実施病院 尼崎病院等3病院 成人病センター(一部)</li> <li>・ オーダリングシステム導入病院 尼崎病院等3病院 (一部導入病院) 加古川病院等4病院</li> </ul> <p>入院待機患者数(11日以上) 650名</p> <p>平均在院日数(光風病院を除く)の推移</p> <table border="1" data-bbox="358 1181 627 1372"> <tr><td>9年度</td><td>21.6日</td></tr> <tr><td>10年度</td><td>21.0日</td></tr> <tr><td>11年度</td><td>20.1日</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>19.3日</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>18.5日</td></tr> </table>	9年度	21.6日	10年度	21.0日	11年度	20.1日	12年度	19.3日	13年度	18.5日	<p>1 外来待ち時間の短縮</p> <p>基本方向 良質な医療の提供や最適な療養環境を確保するため、予約制の拡充、医薬分業の推進等により、外来待ち時間の短縮を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療予約制の拡充を図るとともに、病診連携を推進し機能分担を図る。</li> <li>・ 医薬分業の推進により、薬局での待ち時間を短縮する。</li> <li>・ オーダリングシステムの導入により、検査、会計等での待ち時間を短縮する。</li> </ul> <p>2 入院待機患者の解消</p> <p>基本方向 早期検査、早期治療を推進し、患者の入院待機に対する不安を解消するため、手術室の増設等により待機患者の解消を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術室を増築する。</li> <li>・ 検査機器等を効率的に稼働する。</li> <li>・ 計画的な入退院管理を実施する。</li> </ul> <p>3 平均在院日数の縮減</p> <p>基本方向 県立病院が担っている高度専門・特殊医療をより多くの県民に提供するため、平均在院日数を短縮する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の逆紹介や新規入院患者の受入促進に努める。</li> <li>・ クリニカルパスの充実等により効果的かつ計画的な診療と入退院管理を行う。</li> </ul>
9年度	21.6日										
10年度	21.0日										
11年度	20.1日										
12年度	19.3日										
13年度	18.5日										

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>医薬分業実施病院            尼崎病院、塚口病院            柏原病院            成人病センター（一部）</p>	<p>4 医薬分業の推進            基本方向            医薬品の適正使用を促進し、医療の質の向上を図るため、県立病院の処方に対応できる薬局の整備等、諸条件が整った病院から医薬分業を実施する。</p> <p>取組内容            平成14年度実施            ・ 医薬分業の実施（淡路病院）</p> <p>平成15年度以降実施            ・ 応需体制の整備について地元薬剤師会と調整する。            ・ 院外処方せん発行マニュアル(平成13年度に策定)に沿って、未実施病院において医薬分業の実施に向けて条件整備を行う。</p> <p>5 女性専用外来の設置            基本方向            性差を考慮した医療を充実するため、県民の医療ニーズを踏まえ、女性専用外来を設置する。</p> <p>取組内容            ・ 性差を考慮した医療の充実方策を検討する。            ・ 女性職員の確保方策を検討する。</p>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 4 患者サービスの向上 (2) アメニティーの向上等

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>アメニティー向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絵画の展示</li> <li>・ 職員作品の展示</li> <li>・ 患者給食の充実</li> <li>・ 音楽会の開催</li> </ul>	<p>1 アメニティーの向上</p> <p>基本方向 「豊かさ」「快適さ」への患者のニーズの高まりに対応するため、心和むアメニティー空間の創出等を通じて、より快適な療養環境を実現する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絵画の増設等、ソフト面でのアメニティーの充実</li> <li>・ 施設、設備の改修・改良等の計画的な実施</li> <li>・ 適時適温給食の実施</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の心にゆとりや潤いを与えるため屋上緑化を推進する。</li> <li>・ 禁煙対策等を推進する。</li> <li>・ 選択メニューの拡充等、患者給食を充実する。</li> <li>・ より快適な療養環境を実現するため、施設、設備の改修・改良等を計画的に継続実施する。</li> </ul> <p>2 接遇の向上</p> <p>基本方向 病院の主役である患者、家族の立場や心理に十分配慮した接遇やコミュニケーションの充実、苦情に対する適切な対応等によりアメニティーの向上を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各職場の接遇リーダーを養成する研修会を開催する。</li> <li>・ 患者に接する機会の多い職員に対し接遇研修を実施する。</li> <li>・ 職員向け「接遇リーフレット」を作成し配布する。</li> <li>・ 病院運営懇話会等外部の者による接遇実態調査の実施について検討する。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 4 患者サービスの向上 (3) I T化の推進

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>電子カルテシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入病院 粒子線医療センター</li> </ul> <p>オーダーリングシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入病院 尼崎病院、西宮病院 姫路循環器病センター</li> <li>・ 一部導入病院 加古川病院、淡路病院 柏原病院 成人病センター</li> </ul> <p>県立病院の I T化推進計画検討委員会の設置</p>	<p>基本方向</p> <p>患者の立場に配慮したより良質な医療の提供や運営の効率化を図るため、オーダーリングシステムの整備との整合を図りつつ、電子カルテの導入等 I T化を推進する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院 I T化推進計画の策定</li> <li>・ オーダーリングシステムの導入 (塚口病院)</li> <li>・ 情報システムの整備</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎病院に電子カルテを導入する。</li> <li>・ その他の病院については、I T化推進計画に基づき、導入方法、導入時期等を検討する。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 5 より安全な病院の実現 (1)安全管理体制の充実

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>医療事故防止マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院で独自に策定</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>医療安全管理体制を強化し、医療事故防止を推進するため、医療安全管理指針等を充実する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療事故防止標準マニュアルの策定</li> <li>各病院における医療安全管理指針の策定</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療事故防止標準マニュアルを充実する。</li> <li>各病院の医療安全管理指針を充実する。</li> </ul>

安心してかけられる県立病院の実現

項目 5 より安全な病院の実現 (2) 医事紛争の解消

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>患者相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師、医事課職員等が連携して実施</li> </ul> <p>医療事故等調査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局に設置</li> </ul> <p>医療事故防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局に設置</li> </ul>	<p>1 患者相談の充実</p> <p>基本方向 患者からの医療に関する苦情や相談等に適切かつ迅速に対応し、医事紛争の発生防止や円満解決を図る。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局に医療紛争相談専門員の配置</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局の医療紛争相談専門員を充実する。</li> <li>・ 各病院の患者相談体制を整備する。</li> </ul> <p>2 医療事故等調査委員会の開催</p> <p>基本方向 第三者的立場から客観的、大局的に医療事故等の原因分析を行うとともに、対応方法及び責任の所在等について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療事故等調査委員会を適切な時期に開催する。</li> </ul> <p>3 医療事故防止対策連絡会議の開催</p> <p>基本方向 医療事故等の発生及び防止策に係る情報の共有化を図るとともに、医療事故防止の具体的方策を検討する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療事故防止対策連絡会議の定期的な開催</li> </ul>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>医療事故防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院に設置</li> </ul> <p>リスクマネージャー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院の各部署・職場に配置</li> </ul> <p>医療事故防止研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局及び各病院で開催</li> </ul> <p>弁護士の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県顧問弁護士等に依頼</li> </ul>	<p>4 医療事故防止体制の充実</p> <p>基本方向</p> <p>各病院において医療事故防止対策を一層推進するため、院内の組織体制等の充実を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療事故防止対策委員会を活性化する。</li> <li>・ 安全管理者、リスクマネージャーを充実する。</li> </ul> <p>5 医療事故防止研修会の開催</p> <p>基本方向</p> <p>医療事故防止に対する意識の高揚や事故防止の具体的方策等を周知徹底するため、研修会を開催する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療事故防止研修会の定期的な開催</li> </ul> <p>6 医療訴訟への適切な対応</p> <p>基本方向</p> <p>医療に精通した弁護士の選任、効率的な訴訟事務の遂行、鑑定ガイダンスの受入等により、医療訴訟に円滑かつ適切に対応する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訴訟代理人弁護士の選任や訴訟遂行事務等のルールを整備する。</li> <li>・ 神戸地方裁判所の鑑定ガイダンスを受け入れる。</li> </ul>



安心してかかれる県立病院の実現

項目 5 より安全な病院の実現 (3)院内感染の防止

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>院内感染防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全病院に設置</li> </ul> <p>院内感染防止マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全病院で策定</li> </ul>	<p>1 院内感染防止対策委員会の開催</p> <p>基本方向</p> <p>患者に安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策委員会を中心に院内感染の防止を図るとともに、仮に院内感染が発生した場合には速やかに適切な対応を行う。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内感染防止対策委員会の定期的な開催</li> <li>・ 院内感染情報の収集や分析、院内感染防止策の検討、職員に対する教育の実施</li> </ul> <p>2 院内感染防止マニュアルの活用</p> <p>基本方向</p> <p>院内感染防止対策の指針として策定したマニュアルを活用することにより、感染防止策を講じるとともに、仮に院内感染が発生した場合にはマニュアルに沿って適切に対応する。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対するマニュアルの周知</li> <li>・ 手洗いの励行、手袋・ガウン・マスクの着用、医療用具の消毒等マニュアルに沿った感染防止策の実施</li> <li>・ 感染患者の発生時には患者の隔離、発生源や感染経路の解明、病室の清掃等マニュアルに沿った感染防止策の実施</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内感染防止標準マニュアルを策定する。</li> </ul>

自立した経営の確保

項目 1 計画的な経営の推進

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>平成13年度経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純損失 1,255百万円</li> </ul> <p>経営計画委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営計画の策定、進行管理を行うため、学識経験者を委員に登用</li> </ul>	<p>1 経営計画委員会の充実</p> <p>基本方向 経営計画の策定及び計画の達成に向けた課題に加え、運営上の課題についても指導、助言を受ける。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士の経営計画委員への就任</li> <li>・ 経営面に加え運営上の課題や問題点を抽出し、議論する場として経営計画小委員会の活用</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療報酬改定や病院構造改革における取組を踏まえ、中期経営計画の見直しについて検討する。</li> </ul> <p>2 公認会計士の活用等による経営指導の充実</p> <p>基本方向 病院自らが経営状況を的確に把握し、その問題点を解決することにより経営の健全化に取り組むため、公認会計士を活用するなど、経営指導の充実を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院経営に精通した公認会計士を活用し、県立病院としての役割を踏まえ、経営改善や業務改善を推進する。</li> </ul>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>一般会計繰入金の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計繰出基準を基本として配分</li> </ul>  <p>退職給与引当金の積み立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12、13年度引当額 約11億円</li> </ul>	<p>3 診療科別収支分析等による成果重視の経営の推進</p> <p>基本方向 病院自らが経営状況を的確に把握し、経営の健全化に取り組むため、診療科別収支分析を行い、成果重視の経営を推進する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科別収支分析の実施</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科別収支分析に基づき、診療科別に収支目標を設定し、達成に向けた進捗管理を行う。</li> <li>・ 疾病別収支分析についても検討する。</li> </ul> <p>4 一般会計繰入金の配分見直し</p> <p>基本方向 各病院へ配分する一般会計繰入額や院長の経営責任を明確化するなど、責任ある病院経営が行えるシステムを構築する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院へ配分する一般会計繰入金の配分基準の確立について検討する。</li> <li>・ 院長の経営責任のあり方について検討する。</li> </ul> <p>5 退職給与引当金の積み立て</p> <p>基本方向 退職者の増加に伴う退職金の増加に対応するため、退職給与引当金を積み立て、費用の平準化を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況を勘案して、退職給与引当金を積み立てる。</li> </ul>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>平成13年度減価償却費 4,087百万円</p> <p>経営状況の公表 ・ 県公報への掲載（年2回）</p>	<p>6 みなし償却の導入 基本方向 病院事業の経営実態を正確に反映させるため、みなし償却制度を導入する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施 ・ 企業債償還元金に対して一般会計から繰り出される額を控除した減価償却費を費用として計上</p> <p>7 経営状況の公表 基本方向 県民の理解と協力のもとに経営の効率化、医療サービスの向上等を図るため、県民にわかりやすく経営状況を公表する。</p> <p>取組内容 ・ 県民の理解が得られやすいよう財務諸表等を工夫し、ホームページ等により情報提供する。</p>

自立した経営の確保

項目 2 職員の意識の醸成

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局主催の管理・監督職研修、職種別研修等の実施</li> <li>・ 各病院毎に職種別研修等の実施</li> </ul>	<p>1 幹部職員の経営意識の向上</p> <p>基本方向 各病院が自主的に経営の健全化に取り組むため、経営情報の共有化、研修の充実等により、幹部職員の経営意識の高揚を図る。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院の幹部職員を対象とした研修会の開催</li> <li>・ 各病院の経営状況や経営健全化方策を全病院で共有し、これらも踏まえ各病院の経営健全化方策の検討</li> <li>・ 看護師の民間病院派遣研修の実施</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間病院派遣研修の対象職種の拡大を検討する。</li> </ul> <p>2 職員の各種委員会への参画</p> <p>基本方向 病院職員が一丸となって、県民から信頼され安心できる県立病院を実現するため、病院運営への参画を通じて職員のより一層の意識の醸成を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院に設置している各種委員会への一般職員の参画を促進する。</li> </ul>

自立した経営の確保

項目 3 収入の確保

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）				
<p>診療報酬制度への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種加算取得への取組の実施</li> </ul> <p>返戻、減点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成13年度実績           <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>返戻率</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td>減点率</td> <td>0.49%</td> </tr> </table> </li> </ul>	返戻率	2.29%	減点率	0.49%	<p>1 診療報酬制度への的確な対応等</p> <p>基本方向 診療報酬上の各種加算の取得や指導管理料の積極的な算定に努めるとともに、全国自治体病院協議会等を通じて国に対し診療報酬改定に係る要望を行う。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療報酬請求事務調査の実施</li> <li>・ 診療報酬制度に関する職員研修の実施</li> <li>・ 紹介率の向上、平均在院日数の短縮による加算取得に向けた取組の充実</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療報酬請求事務調査に基づき、適正な請求事務を推進する。</li> <li>・ 病院及び委託業者を指導する専門員の配置を検討する。</li> <li>・ 原価計算に基づく技術料中心の診療報酬体系への見直しを国に要望する。</li> </ul> <p>2 使用料、手数料の見直し</p> <p>基本方向 適切な受益者負担や他施設との均衡等を考慮し、使用料、手数料等の見直しを行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料、手数料等について定期的に見直しを行う。</li> </ul> <p>3 返戻、減点の縮減</p> <p>基本方向 返戻、減点の縮減を図るとともに、減点に対する再請求に積極的に取り組む。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療報酬請求事務調査に基づき返戻、減点の縮減方策を検討する。</li> <li>・ 的確な再請求事務を行うため、事務処理のシステム化を図る。</li> </ul>
返戻率	2.29%				
減点率	0.49%				

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>未収金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成13年度末過年度未収金 172百万円</li> </ul> <p>繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成13年度繰入金 12,120百万円</li> </ul> <p>寄附受納</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者又はその家族、一般県民、企業から、現物（医療機器等）のみ受納</li> </ul>	<p>4 未収金の縮減</p> <p>基本方向 未収金の発生防止及び回収に努め、その縮減を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未収金徴収のため非常勤嘱託員を配置する。</li> <li>・ 発生防止対策として、休日退院に対する収納体制の整備について検討するとともに、支払確認後の退院許可や薬の手渡しを実施する。</li> <li>・ 発生後対策として、督促状の送付、電話、来院時における窓口での督促を推進するとともに、法的措置についても検討する。</li> </ul> <p>5 診療機能に対応した繰入金の確保</p> <p>基本方向 各病院の診療機能の充実等を踏まえ、高度専門医療等について、一般会計からの繰入金を確保する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、行財政構造改革推進方策を基本とした繰入を行う。</li> </ul> <p>6 寄附のあり方</p> <p>基本方向 現物（医療機器等）に加え、現金についても寄附受納する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の範囲、受納窓口等について検討する。</li> <li>・ 寄附金の用途（研究研修費、固定資産購入費等）について検討する。</li> </ul>

自立した経営の確保

項目 4 費用の節減 (1)材料費の節減

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬品購入方法 各病院の共通品目は薬価小委員会、その他の品目は各病院において価格交渉を実施</li> <li>・ 購入状況 (全病院合計) 品目数 2,423品目 金 額 11,702百万円</li> <li>・ 後発医薬品の購入状況 品目数 109品目 金 額 172百万円</li> <li>・ 一括交渉品目の購入状況 品目数 86品目 金 額 4,101百万円</li> </ul> <p>検査試薬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院ごとに購入、管理</li> </ul>	<p>1 診療材料費の節減等</p> <p>基本方向 診療材料費を節減するため、民間活力を活用した診療材料の一元管理を実施する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施 ・ 診療材料の一元管理の実施 (尼崎病院、西宮病院、姫路循環器病センター) 平成15年度以降実施 ・ 一元管理を実施する病院を拡大する。 ・ 他病院の診療材料の価格情報を活用するとともに、共通管理コンピュータシステムによる発注、搬送、在庫管理等を行う。</p> <p>2 薬品購入</p> <p>基本方向 薬品の採用品目数の縮減を図るとともに、より低廉な価格での購入に努め、また、後発医薬品の取り扱いについて、その安全性等を考慮し方針を決定する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施 ・ 後発医薬品研究会で安全性等について検討し、拡大 平成15年度以降実施 ・ 同種同効薬品の整理等により、採用品目数を縮減する。 ・ より低廉な価格で購入するため、他府県等の購入状況を把握するとともに、各病院で共通して使用する品目を拡大する。</p> <p>3 検査試薬の見直し</p> <p>基本方向 より低廉な価格で購入するため、各病院で使用している検査試薬、検査材料の統一化について検討する。</p> <p>取組内容 ・ 検査試薬・材料の統一化に向け、検査方法、検査機器の選択等の課題を整理する。</p>



自立した経営の確保

項目 4 費用の節減 (2)業務委託の推進

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全病院実施（主なもの） 医事業務、清掃</li> <li>・ 一部病院実施（主なもの） 保安、洗濯、施設保守、 電話交換、臨床検査（一部）、給食（一部）</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>民間活力を活用することが、病院運営を効率化し、経営基盤の強化を図るうえで重要な要素であることから、医療内容、患者サービスを維持しつつ、民間でより効果的、効率的に行うことが可能な業務について委託を推進する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各職種別会議において、資格職種のあり方や業務範囲の明確化について検討する。</li> <li>・ 各業務の実態を精査し、委託に適した業務について検討する。</li> <li>・ 委託に適した業務毎に委託計画を策定する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 1 病院の組織、職制等の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>病院の組織、職制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院長のもとに管理局長(事務職)、副院長(医師職)を置き運営協議会を設置</li> <li>・ 管理局長が病院運営全般についての総括的な補助者として副院長とともに院長を補佐</li> <li>・ 総務部、業務部、診療部、薬剤部、検査部、看護部の6部編成</li> <li>・ 総務部の職制 部長 - 課長 - 課員</li> <li>・ 業務部の職制 部長 - 課長 - 課員</li> <li>・ 診療部の職制 部長 - 科部長 - 医長 - 医員 放射線技師長 - 主任放射線技師 - 放射線技師</li> <li>・ 薬剤部の職制 部長 - 次長 - 薬剤師</li> <li>・ 検査部の職制 部長 - 検査技師長 - 主任検査技師 - 検査技師</li> <li>・ 看護部の職制 部長 - 次長 - 看護婦(士)長 - 看護婦(士)</li> </ul>	<p>1 院長の権限拡大等</p> <p>基本方向 自立した病院運営を確立するため、院長権限の拡大に努める。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事、財務に関する院長権限の拡大</li> <li>・ 院長の病院運営会議への参画</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院長権限のさらなる拡大策を検討する。</li> </ul> <p>2 病院運営体制等の見直し</p> <p>基本方向 管理局長、副院長等の位置づけ、役割について、多職種・多数の職員を管理統括する医療現場の特殊性を踏まえた見直しを行い、県民から信頼され安心できる県立病院を実現するための運営体制を整備する。 また、効果的かつ効率的な事務執行や良質な医療提供の観点から組織を整備する。 あわせて、県民に良質で安全な医療を効果的かつ効率的に提供するため、総合的かつ機動的な組織を確立する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント機能を充実するため管理局長設置病院の拡大</li> <li>・ 効率的な業務執行を図るため業務部を総務部へ統合再編</li> <li>・ 院内各部との総合調整を行う総務部次長の設置</li> </ul>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
	<p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理局長、副院長、看護部長の職制について検討する。</li> <li>・ 臨床研究や臨床治験を充実する方向で研究検査部門の組織、機能の見直しを検討する。</li> <li>・ 粒子線医療センターとの連携や放射線治療等がん治療の特殊性を踏まえ、成人病センターにおける放射線部門のあり方について検討する。</li> </ul> <p>3 主任科部長制等の導入</p> <p>基本方向 患者に対する責任の所在を明確にするため、診療科別、病棟別、臓器別等、一定のグループごとに責任者を配置する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任科部長の業務の明確化や処遇について検討する。</li> </ul> <p>4 医療技術職の職制の見直し</p> <p>基本方向 県民に良質で安全な医療を提供するため、優秀な職員の育成と医療に対する責任の明確化の観点から、医療技術職の職制を見直す。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調剤、服薬指導、情報管理等多岐に渡る薬剤業務に対応し、良質で安全な薬剤業務を提供する観点から薬剤部次長の複数制を検討する。</li> <li>・ 看護業務の円滑な実施のための指導、調整、関連部門等との連携等、多岐にわたる看護長の業務を補佐し、より一層の患者サービス向上を図る観点から、看護長を支える体制の強化について検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 2 病院局の組織、職制等の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>県民生活部内の組織として県立病院局（管理課、経営課）を設置</p>	<p>基本方向 病院事業管理者のもとで病院局、病院の総合管理体制を確立し、病院構造改革への機動的な対応や県民ニーズへの総合的な対応を図る。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公営企業法の全部適用による病院事業管理者の設置</li> <li>・ 病院局長のもとに参事（医療担当）、企画課、管理課、経営課の設置</li> <li>・ 総合的、戦略的な視点に立った方針決定の場として病院運営会議の設置</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院構造改革の推進体制の充実を図る。</li> <li>・ 病院局と病院との機能連携の強化を図る。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 3 定数の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>「兵庫県病院事業等職員定数条例」における定数 5,065人（うちのじぎく療育センター166人）</p>	<p>基本方向 県立病院の診療機能の充実、業務の標準化、業務委託の状況を踏まえ、職員の適正配置について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等による配置基準を基本とし、業務量に見合った職員配置を行う。</li> <li>・ 職種別の業務の標準化、業務手順の見直しに併せて職員の適正配置を検討する。</li> <li>・ 民間でより効果的、効率的に行うことが可能な業務の委託に併せて職員の適正配置を検討する。</li> <li>・ 非常勤嘱託員、日々雇用職員等、定数外職員の適正配置を検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 4 給与の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>人事委員会勧告に基づき、職員団体との交渉を経て決定（平成13年度まで）</p> <p>職員一人平均給与月額、平均年齢（平成13年12月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政職 456,449円（43歳）</li> <li>・ 医師職 812,124円（43歳）</li> <li>・ 看護職 407,950円（38歳）</li> <li>・ 技労職 398,116円（44歳）</li> </ul> <p>病院職員の主な特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師手当 月額37,300円～54,800円</li> <li>・ 看護業務手当 月額6,500円～28,000円</li> <li>・ 放射線作業手当 月額16,700円</li> <li>・ 衛生検査作業手当 月額13,600円</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>厳しい経済・雇用情勢のもとで民間企業において様々な経営改革への取り組みが行われている中、地方公営企業法の給与の決定原則を踏まえ、地方公営企業としての給与体系のあり方について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応じ、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮される給与制度の導入を検討する。</li> <li>・ 職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、本県病院事業の経営の状況その他の事情を考慮して定める。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 5 人事管理の見直し (1)新たな採用方法等の見直し

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>現行の採用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師職 医局人事に依存</li> <li>・ 看護職 病院局で統一試験を実施し、採用</li> <li>・ その他の職種 管理者から依頼する職種について人事委員会で試験を実施し、採用</li> </ul> <p>職員の異動、昇進 知事部局で決定</p>	<p>1 新たな医師採用方法の導入</p> <p>基本方向 関係大学医局からの人材確保に加え、異なる出身大学の医師間の切磋琢磨により、各病院の医療水準の向上を図るため、公募制等の新たな採用方法の導入について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進病院の調査、導入のメリット及び課題を検討する。</li> <li>・ 具体的な導入方策を検討する。</li> </ul> <p>2 院長職等の任期制の導入</p> <p>基本方向 一定期間における成果の達成を促進させるため、院長職等へ任期制を導入する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院長職等に任期制を導入する。</li> <li>・ 任期中の業績等の評価方法を検討する。</li> </ul> <p>3 優秀な人材の登用、外部人材の登用</p> <p>基本方向 職員の士気高揚と将来の幹部職員養成のため、若手職員の抜擢や女性職員の管理監督職への積極的な登用、有能かつ意欲のある外部人材の登用を行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局における昇任・昇格基準や異動基準を明確にするとともに、外部人材の登用を検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 5 人事管理の見直し (2)臨床研修医制度の確立

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>医師臨床研修実施病院            尼崎病院、淡路病院            柏原病院（光風病院、成人病センター）            成人病センター（淡路病院）            姫路循環器病センター            （こども病院、淡路病院）</p> <p>（ ）内は、病院群で実施している場合の従病院</p>	<p>基本方向            県立病院の魅力を活かした研修プログラムにより、広く研修医を募集し、県立病院における優秀な医師の養成、確保を図り、地域医療の向上に貢献するため、新たな臨床研修医制度を確立する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院における臨床研修医制度の基本方針及び研修プログラムを作成する。</li> </ul> <p>〔基本方針の主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床研修施設                尼崎、西宮、淡路及び柏原の4病院を中心に臨床研修病院群を編成する。</li> <li>・ 定員                指導体制等を考慮し募集定員を設定する。</li> <li>・ 研修カリキュラム                国が定める研修科目に加え、県立病院の特色を活かした研修科目を設定する。</li> <li>・ 研修協力施設                地域保健・医療の研修を行う保健所等の研修協力施設を確保する。</li> <li>・ 処遇・採用                国における検討状況を踏まえ、研修医の処遇及び募集・採用方法を検討する。</li> <li>・ 研修終了後の進路                研修終了後も専攻医又は正規医師として県立病院で勤務できる制度を検討する。</li> </ul>



運営体制・基盤の確立

項目 5 人事管理の見直し (3)職員の育成

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>各種研修の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局主催の管理・監督職研修、職種別研修等を実施</li> <li>・ 各病院毎に職種別研修等を実施</li> <li>・ 自治研修所が全庁的に実施する研修 行政職等が参加</li> </ul>	<p>1 研修の体系化</p> <p>基本方向 医療ニーズの高度化、多様化等に対応できる人材を育成するため、職種・職務毎に必要な研修を体系的に整備する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職種毎に人材育成のための研修、教育体系を検討する。</li> <li>・ 全職種に必要な研修や課題別研修等の体系化を検討する。</li> </ul> <p>2 研修の充実</p> <p>基本方向 職員の資質向上を図るため、多種多様な研修機会の提供と充実を図る。</p> <p>取組内容</p> <p>平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師の民間病院派遣研修の実施</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間病院派遣研修の対象職種の拡大を検討する。</li> <li>・ 病院局主催研修について、病院の共通課題についての研修の実施、専門性向上のための職種別研修の充実策を検討する。</li> <li>・ 職場研修の充実を図るため、各職種別会議において、病院共通の基礎研修の実施について検討する。</li> <li>・ 職員の実務能力を向上させるため、病院間及び病院内でのジョブローテーションの実施について検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 5 人事管理の見直し (4)職員の服務、士気高揚等

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>成果に応じた予算配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究研修費、固定資産購入費を病院毎の成果に応じ配分</li> </ul> <p>表彰制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院長表彰を一部の病院で実施</li> <li>・ 特別昇給の実施</li> </ul> <p>服務規律の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務規律向上推進委員会の設置</li> </ul>	<p>1 成果に応じた予算配分</p> <p>基本方向 各病院における優れた取組、経営努力等に関する前向きな取組を評価し、予算配分を行う。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産購入費等の予算配分額の増額</li> <li>・ 病院内においても成果に応じた予算配分の実施</li> </ul> <p>2 表彰制度の活用</p> <p>基本方向 病院運営の担い手である職員の士気高揚に資するため、表彰制度を活用する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局職員表彰要領の策定</li> </ul> <p>平成15年度以降実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局においては管理者表彰、病院においては院長表彰を実施する。</li> </ul> <p>3 管理者と病院職員との直接対話</p> <p>基本方向 管理者が病院職員と直接対話したり、管理者のメールアドレスを活用することにより、職員の意見を病院運営に反映させる。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者と病院職員との意見交換会の実施を検討する。</li> <li>・ メールにより職員提案を受けつける。</li> </ul>

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>学会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院毎に参加基準が異なる</li> </ul>	<p>4 学会参加等学術活動の促進</p> <p>基本方向 より良質な医療の提供や職員の士気高揚を図る観点から、学術活動を支援する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>院長権限による学会参加基準を作成する。</li> <li>海外の学会参加についての服務上の取扱基準を作成する。</li> </ul> <p>5 病院局Newsの充実</p> <p>基本方向 病院事業の運営に関する情報を職員に周知し、その共有化を図るため「兵庫県病院局News」を充実する。</p> <p>取組内容 平成14年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院局Newsの発行</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 6 診療機能充実のための職員配置 (1)特殊医療担当医の確保

現 状 (平成13年度末)	取 組 方 策 (基本方向及び取組内容)
<p>特殊医療担当医</p> <p>病理医 9名</p> <p>麻酔医 31名</p> <p>小児科医 38名</p> <p>救急医 8名</p> <p>女性医師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院の医師に占める女性の割合 12.7%</li> <li>・ 医師国家試験合格者に占める女性の割合 30.8%</li> </ul>	<p>1 他大学からの採用、プール制の導入等</p> <p>基本方向 麻酔医等を安定的に確保するため、これまで麻酔医等を派遣してきた大学が、その要請に応えられなくなった場合は、他の大学からの採用について検討する。 また、適切な麻酔業務等の実施を確保するため、麻酔医等のプール制の導入等、効果的かつ効率的な業務の実施体制を検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣可能な大学の情報収集を行うとともに公募制の導入を検討する。</li> <li>・ 業務の実態を把握したうえで、プール制の導入に向け、病院間での派遣や民間パート医の活用等を検討する。</li> </ul> <p>2 女性医師が働きやすい環境の整備</p> <p>基本方向 女性特有の疾患への対応等、新しい医療ニーズに取り組むため、女性医師の確保、定着を図るための環境整備を進める。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性専用外来等、女性医師が能力を発揮できる診療機能の充実を検討する。</li> <li>・ 院内保育室の対象職種や保育時間の拡大及び未設置病院への設置を検討する。</li> <li>・ 更衣室、休憩室等の環境整備を検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 6 診療機能充実のための職員配置 (2)医療秘書、臨床工学技士等の配置

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>医療秘書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の病院の医局等に事務員を配置</li> </ul> <p>臨床工学技士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の病院に日々雇用の臨床工学技士を配置</li> </ul> <p>医療相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師、看護師、医事課職員等が連携して実施</li> </ul> <p>診療情報管理士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の病院に有資格者を配置（正規職員又は委託職員）</li> </ul>	<p>基本方向</p> <p>医療技術の進歩や県民の医療ニーズの変化に対応し、高度専門医療を充実するとともに、安全・安心な医療を提供するため、医療秘書、医療ソーシャルワーカーなどの配置について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師が医療に専念するため、医療秘書の配置について検討する。そのため、配置の必要性が高い病院を選定し、雇用形態、業務内容等を検討のうえ試行的な配置を行う。</li> <li>安全・安心な医療を提供するため、臨床工学技士を配置する。</li> <li>患者からの相談に適切に対応するため、医療ソーシャルワーカーを配置する。</li> <li>診療情報を適正に管理するため、診療情報管理士の配置を検討する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 7 業務の標準化・見直し等

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>カルテ、記録類 病院により異なる</p>	<p>1 各部門の業務の標準化、見直し 基本方向 看護、薬剤、放射線、検査等、各職種の責任者による会議において、業務の標準化等について検討する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各職種の責任者による会議の設置</li> <li>・ 標準看護計画の検討、看護手順の標準化の検討</li> <li>・ 薬剤業務のシステム化による効率化、業務の標準化等の検討</li> <li>・ IT化に向けた放射線業務の標準化等の検討</li> <li>・ 検査材料等の管理システムの導入等の検討</li> </ul> <p>2 カルテの統一化 基本方向 カルテについては、電子カルテの導入に向けて様式の統一を目指す。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子カルテの導入に向けてカルテの様式を統一する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 8 組合への適切な対応

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
	<p>1 労働組合への対応</p> <p>基本方向 労働組合との間で、団体交渉の対象となる事項等について基本的な労働協約を締結し、それに基づき団体交渉を行うことにより、円滑な業務の推進を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合と協議し、労働協約を締結する。（平成14年度 病院労働組合設立）</li> <li>・ 県民の理解が得られる労使関係を構築する。</li> </ul> <p>2 苦情処理共同調整会議の設置</p> <p>基本方向 日常の労働条件に関する個々の職員の不平不満を適切に処理するため、新たに苦情処理共同調整会議を設置する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な労働協約締結の中で、設置へ向けて協議する。</li> </ul>

運営体制・基盤の確立

項目 9 財産の取得、管理

現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>施設の建替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備財源 病院事業債を活用</li> <li>・ 最近の建替 平成6年度 西宮病院本館 平成7年度 光風病院 南・北・西病棟 平成9年度 光風病院 社会復帰棟</li> </ul> <p>施設の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の大規模改修 平成9年度 西宮病院 平成10年度 こども病院</li> <li>・ ライフライン確保対策 整備済 3病院 整備中 2病院</li> </ul>	<p>1 施設の建替</p> <p>基本方向 施設の耐用年数、減価償却費の引当状況及び各病院の基本的方向を踏まえ、施設の建替を行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間資金を活用した社会資本整備(PFI)手法を含め、新たな整備手法について検討する。</li> </ul> <p>2 施設の改修</p> <p>基本方向 病院の診療機能及び患者、職員の生命の安全を確保するため、老朽化した施設の改修や大規模災害に備えた耐震化事業を行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の老朽化の状況を踏まえ計画的に改修を行う。</li> <li>・ 大規模災害に備え、給水設備、電気設備の耐震化等のライフライン確保事業を計画的に行う。</li> <li>・ 耐震化工事は病院運営に与える影響が大きいことから、施設の大規模改修工事に併せて実施する。</li> </ul> <p>3 省エネルギー対策</p> <p>基本方向 病院施設の建替、改修に際しては、省エネルギー対策に配慮した整備を行う。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間資金を活用した省エネルギー化事業と県直接実施との経費比較等により、整備形態の方向性を決定する。</li> </ul>



現 状（平成13年度末）	取 組 方 策（基本方向及び取組内容）
<p>高額医療機器の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額医療機器整備計画に基づき整備</li> </ul> <p>高額医療機器の機種選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機種選定委員会で審議</li> </ul> <p>看護師宿舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有宿舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>加古川病院、淡路病院</li> <li>柏原病院、こども病院</li> <li>姫路循環器病センター</li> </ul> </li> <li>・ 借上宿舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎病院、塚口病院</li> <li>西宮病院、光風病院</li> <li>こども病院</li> <li>成人病センター</li> <li>粒子線医療センター</li> </ul> </li> </ul>	<p>4 高額医療機器の計画的整備</p> <p>基本方向</p> <p>良質な医療を効果的かつ効率的に提供し、県立病院としての役割を果たすため、高額医療機器を計画的に整備する。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額医療機器整備計画を策定し、計画的に整備する。</li> <li>・ 機器の整備にあたっては、リース制の導入についても検討する。</li> </ul> <p>5 看護師宿舎のあり方、有効活用</p> <p>基本方向</p> <p>入居率の低い看護師宿舎の有効活用を図る。</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居状況等を踏まえ、各病院毎に必要な数を検討する。</li> <li>・ 他用途への変更、解約等、利活用方策を検討する。</li> </ul>